

### 開票区の見直し

#### 3つの開票区を1つに

市町村合併による市域の拡大に対応し、投票箱の搬送時間の短縮や、140カ所ある投票所から集まる投票箱や書類などの受け渡し時の混乱をさけるため、昨年の衆議院議員総選挙については3つの開票区を設けました。

しかし、投票区数の削減を図ることと、事務量が削減されることもあり、開票事務従事者の削減、開票結果の一元化、当選人決定の迅速化の観点から、1開票区への統合が望ましいと考えられます。

このため、現在の3開票区を鳥取市全域で1つの開票区とするよう県選挙管理委員会へ要望します。

### 投票所閉鎖時刻の繰り上げ

#### 開票所から15分以上の投票所まで

投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、現在、旧町村内の一部の投票所で行っています。今後、開票所を1カ所にした場合、開票結果をこれまでどおり迅速に公表するためには開票開始時刻の大幅な繰り下げは困難であり、開票所から遠距離の投票所につ

いては閉鎖時刻の繰り上げが必要となります。

なお、統合後の開票所は、合併前の鳥取市地域に設けることとしており、従来の繰り上げ時間も勘案しながら開票所から15分以上離れた投票所については1時間程度の繰り上げを行います。

### ポスター掲示場設置の見直し案

	集落または町の数	面積 (km <sup>2</sup> )	現在の掲示場数 (A)	見直し案 (B)	比較 (B) - (A)
鳥取	331	237.2	366	302	△64
国府	59	93.4	58	47	△11
福部	21	34.9	46	22	△24
河原	48	83.5	99	51	△48
用瀬	26	81.6	47	30	△17
佐治	27	79.9	52	32	△20
気高	41	34.3	73	41	△32
鹿野	45	52.8	47	32	△15
青谷	41	68.1	81	50	△31
合計	639	765.7	869	607	△262

※「鳥取」は合併前の鳥取市地域、そのほかは各総合支所地域

### ポスター掲示場の見直し

#### 869あった掲示場を607へ

ポスター掲示場は、現在869カ所に設置していますが、これは、投票区の数に基づいて法定設置数が定められているため、投票区の見直しにともなって、設置数が削減となり、経費の節減が図られます。また、市議会議員選挙の立候補者数の増加が予想されることから、ポスター掲示場の大きさを従来のものより大きくする必要があり、その設置場所が限定されるため、現在の設置場所を全面的に見直す必要があります。

ポスター掲示場設置場所は、1町

### 見直しによる経費の削減額 (単位：千円)

	現行経費	見直し後の経費	削減額
市長選挙	108,622	92,483	16,139
市議会議員選挙	221,502	181,703	39,799
合計	330,124	274,186	55,938

※市長選挙5人、市議会議員選挙60人の立候補者があった場合の試算結果

## ご意見のあて先はこちらです

**提出方法** 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

**資料配置日・場所** 1月16日(月)

▷市役所本庁舎1階総合案内所 ▷市選挙管理委員会事務局(福祉文化会館内2階・西町二丁目) ▷市役所駅南庁舎1階総合窓口 ▷各総合支所地域振興課 ▷各中央・地区公民館

※鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは表紙下段)。

**提出期限** 2月3日(金)

**提出・問い合わせ先** 市選挙管理委員会事務局 ☎680-0022 西町二丁目311・☎(0857)20-3051・☎(0857)20-3386・電子メール senkan@city.tottori.tottori.jp



みなさんのご意見お待ちしています。



市選挙管理委員会事務局 山根 誠吾 局長

内(集落内)に1カ所を原則とし、例外的に集落の区域が広い場合や、選挙人名簿登録者数が多い場合には、2カ所設置するなど法定総数の範囲内で設置することとします。

なお、ポスター掲示場設置場所については、今後も状況の変化に応じて、その都度見直しを行います。